

議案第 1 0 1 号

南丹市公共下水道条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

南丹市長 西村 良平

南丹市公共下水道条例の一部を改正する条例

南丹市公共下水道条例（平成 18 年南丹市条例第 222 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（排水設備等の設計及び工事の実施） 第6条 排水設備等の設計及び工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)の施工については、管理者が指定する下水道排水設備指定工事業者(以下「指定業者」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施したとき _____ _____ _____ _____ _____ は、この限りでない。	（排水設備等の設計及び工事の実施） 第6条 排水設備等の設計及び工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)の施工については、管理者が指定する下水道排水設備指定工事業者(以下「指定業者」という。)でなければ行ってはならない。ただし、市において工事を実施したとき <u>又は災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。)</u>の指定を受けた者に工事を <u>行わせる必要があると認めるとき</u> は、この限りでない。

2 (略)

(建設負担金及び受益者分担金の徴収)

第 18 条 (略)

2 建設負担金及び受益者分担金に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(手数料)

第32条 排水設備設置義務者又は除害施設設置者は、次の表に掲げる区分により検査、認定手数料
_____を市へ納付しなければならない。

区分	金額	納付時期
<u>排水設備工事申請手数料</u>	<u>1,000 円</u>	<u>第 5 条の規定による確認を受けるとき</u>
<u>除害施設確認手数料</u>	<u>1 件につき 3,000 円</u>	<u>第 11 条の規定による確認を受けるとき</u>

2 指定業者の認定等を受けようとする者は、申請のときに、次の区分により
_____手数料を市へ納付しなければならない。

種類	区分	手数料
<u>指定業者登録手数料</u>	<u>新規 1 件につき</u> <u>更新 1 件</u>	<u>10,000 円</u>

2 (略)

(受益者負担金及び受益者分担金の徴収)

第 18 条 (略)

2 受益者負担金及び受益者分担金に関し必要な事項は、別に条例で定める。

(手数料)

第32条 排水設備設置義務者又は除害施設設置者は、南丹市上下水道事業手数料徴収条例(令和7年南丹市条例第 号)
で定める手数料を市へ納付しなければならない。

2 指定業者の認定等を受けようとする者は、申請のときに、南丹市上下水道事業手数料徴収条例で定める手数料を市へ納付しなければならない。

	につき	10,000 円	
--	-----	----------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 32 条の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南丹市公共下水道条例第 32 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に受け付けた申請、届出、申込みその他の手続(以下「申請等」という。)に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。